NEWS　RELEASE

国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
（所属）自動車交通部旅客第一課
（担当）永原、小西
（電話）０６－６９４９－６４４５

令和８年１１月２０日

丹後海陸交通株式会社の乗合事業に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第４０条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

１．処分対象事業者及び営業所名
丹後海陸交通株式会社（法人番号　１１３０００１０４０５４３）
バス営業所（京都府与謝郡与謝野町字上山田６４１番地１号）

２．違反の概要
〇道路運送法第１６条第１項違反（運行計画に定める業務の確保違反）
・令和８年７月１８日（土）、海岸線、経ヶ岬停留所６時５２分発のバスにおいて、荒山大橋前停留所以降の停留所において欠便を発生させ、運行計画の定めに従った業務を行っていなかった。

３．処分年月日
令和８年１１月２０日

４．行政処分の概要
延べ１０日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両４両）

５．行政処分事業者に対する違反点数付与状況
当該行政処分により付された違反点数　　１点
当該事業者に付された累積違反点数　　１点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会（ハイタク部会）、近畿電鉄記者クラブ、京都府政記者クラブ